和歌山信愛大学 出張講義　要項

（趣旨）

第１　この要項は、和歌山信愛大学（以下「本学」という。）が実施する出張講義に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目 的）

第２　出張講義は、生涯学習に対する社会的要請に応え、本学の教育研究の成果を広く社会に還元するという観点から、本学の教員が学外において講座を実施することにより生涯学習の機会を地域住民に提供し、本学と地域社会との連携を深めることを目的とする。高等学校においては、高大連携の意義に基づき、課題研究や授業や進路研究など、大学進学のためのモチベーションづくりや、大学の模擬講義を体験する機会を作ることを目的とする。

（実施形態）

第３

1　出張講義（以下「講義」という。）は、本学ホームページで公表する「出張講義メニュー」から希望講義を選択した第４に規定する対象機関からの申込みに応じて、当該講義を担当する教員を講師として派遣することにより実施する。

2　前項の「出張講義メニュー」の演題は、本学の教員が登録したものとする。

3　講義時間は、６０分を基本とする。

4　講義の開催日は、原則、土・日・祝日を除く平日とする。

5　場合によりオンラインでの実施も可能とする。

（対象機関）

第４　講義の対象機関（以下「機関」という。）は、自治体等公的機関、市民団体、企業、NPO、高等学校（支援学校を含む）とする。

（申込）

第５

1　講義を開催する機関は、「和歌山信愛大学出張講義申込書」を提出しなければならない。

2　申込は、各年度中に原則、１機関２回とする。

3　受付は、原則、実施希望日の２ヶ月前までとする。

4　申込書の提出があったときは、当該講師と調整を行い実施の可否を決定し、「和歌山信愛大学出張講義開催決定について（通知）」により、申込機関に通知する。

5　講義の開催決定にあたっては、必要に応じて条件を付すことができる。

6　開催決定の通知を受けた機関は、当該講師と講義実施について詳細の確認を行う。

（実施費用等）

第６

１　講義に係る費用は、社会貢献という本学の使命に基づいて行われるため、徴収しない。

２　前項の規定にかかわらず、遠方地での実施の場合、交通費や宿泊費は申し込み機関の負担とする。また物品の購入等の準備を必要とするときは、その費用負担を依頼することがある。

（実施の制限等）

第７　本学は、次のいずれかに該当すると認められるときは、講義を実施しないものとし、既に実施決定を申込機関に通知していた場合は、これを取り消すことができる。

（１）営利目的もしくは営利につながる利用のおそれがあるとき。

（２）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。

（３）政治、宗教を目的とした集会を行うおそれがあるとき。

（４）講義の開催を希望する日時に、派遣する講師を確保できないとき。

（５）天災事変その他の事由によって実施が困難となったとき。

（６）その他、講義の目的に反し、実施が適当でないと認められるとき。

（損害賠償）

第８　講義の実施中における事故により、受講者が負傷するなど賠償が生じた場合は、本学の故意又は重大な過失によるものを除いて、本学はその損害を賠償しない。

（雑則）

第　９　この要項に定めるもののほか、講義の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則　この要項は、2021 年５月１７日から実施する。

附則　2022 年４月２５日に変更。